

令和8年度 信州そば振興シンポジウム企画運営業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領(平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。)に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年7月3日

長野県産業労働部営業局長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 信州そば振興シンポジウム企画運営業務

(2) 業務の目的

信州「そば県」推進協議会と長野県は、長野県150周年の節目を契機に信州そば振興シンポジウムの開催を通じて、信州そばのブランド価値向上、地域振興および次世代への継承につなげることを目的として、そば関係者及び広く県民等にそばに関する歴史・文化を再認識してもらうとともに、県内各地のそば文化の体験をしてもらうことにより、信州そばへの関心や認知度を高めることを目的として、本業務を実施する。

(3) 業務概要

- ・仕様書に基づき、イベント計画補助、資材等の調達、進捗管理・運営、イベント当日の運営に必要な手続き、人員の確保等
- ・長野県営業局と、2回以上の打合せを実施する。

(4) 仕様等

別添仕様書(案)のとおり。

※ なお、仕様書(案)の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容を踏まえて、協議により変更する可能性があります。

(5) 提出を求める具体的内容の項目

別添仕様書(案)の内容を踏まえ、以下を提出・提案ください。

ア 業務等の実施者等の氏名及び住所

イ 業務等の実施体制

ウ 予算執行者との協議及び予算執行者への報告に関する事項

エ 業務に関する事項

- ・仕様書の目的に沿って、シンポジウム第2部の内容を具体的に記載すること
- ・実演の内容は、実演者の数、地域的バランス、有料・無料の区別など、具体的内容を記載すること
- ・実演者が学生の場合、会場までの交通手段、交通費の負担等学校の負担にならない内容を記載すること。
- ・実演に関する必要資材を記載すること

- ・ 応募状況が低調な場合の改善施策(追加広報等)
- ・ 事務局運営方法案を記載すること
告知、前日の会場設営、当日の受付、会場運営、会場の片付け、そばアレルギーに対する対応等
- ・ イベント実施にかかわる、レクリエーション保険、施設賠償責任保険、興行中止保険等を事業者が付保すること
- ・ 個人情報及び応募データの管理方法
- ・ シンポジウムに係る費用配分の考え方
- ・ アンケート結果の報告内容及び分析の考え方
- ・ 全体スケジュール
- ・ 配置予定技術者に係る実績(同種、類似事業に係る実績)

(6) 業務の実施場所 : 長野県内

(7) 履行期間又は履行期限 : 契約締結日から令和8年12月25日

(8) 費用の上限額 :2,970,000円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 21 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・都道府県民税)を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 長野県内に、本社、支社又は営業所を有すること。
- (8) 当該業務に配置する責任者は、同種業務の経験を有していること。
- (9) 過去 3 年以内に、同種又は類似の業務(フォトコンテスト等の企画運営)の実績を有していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。下記の提出期限((3)ア)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式第 3 号)

イ 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式(様式第 3 号の附表)

ウ 誓約書(様式第3号の2)

(2) 参加申込書記載上の留意事項

ア 同種又は類似の業務の実績

イ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(3) 担当課(所)・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県産業労働部営業局 (担当) 小穴 電話 026-235-7248 メール eigyo@pref.nagano.lg.jp
--

(4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限：令和8年7月10日(金) **午後4時まで**

(土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後4時まで)

【(注)長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

イ 提出先：3(3)に同じ

ウ 提出方法：持参、郵送又はメールとする

※ 郵送の場合は提出期限までに産業労働部営業局に到達したものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達しているかを上記アの提出期限までに3(3)の担当者に電話で確認してください。

(5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(6) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(2)ア)の3日前までに、書面により産業労働部営業局長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により産業労働部営業局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

受付場所：3(3)に同じ。

受付時間：上記イの期間中、午前9時から午後4時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(6) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

(1) 開催日時 令和8年7月13日(月)午後2時00分から午後3時00分まで

- (2) 開催場所 Web 会議システム (Microsoft Teams を予定) による
- (3) 留意事項 説明会の参加用 URL 等については、参加申込書提出期限後、上記3「参加申込書」に記載いただいたメールアドレス宛に個別にお知らせします。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 : 3(3)に同じ
- (2) 受付期間 : 令和8年7月 15 日(水)午後4時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付時間 : 午前9時から午後4時まで
- (4) 受付方法 : 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出
- (5) 回答方法
 - ア 産業労働部営業局長が求める企画提案項目に係る質問並びに企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問及び仕様に影響する質問については、全参加申込者に対し質問内容を記載しメールで回答します。
 - イ 個別の企画提案内容に係る質問の場合は、質問者に対してのみメールで回答します。
- (6) 回答期限 : 令和8年7月 16 日(木)午後4時まで

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書(様式第8号)及び企画書(様式第8号の附表)
企画書は、別に定める仕様書(案)に示した内容を踏まえて作成してください。なお、様式第8号の附表の記載項目が網羅されていれば、独自様式でも結構です。また、企画書は原則A4サイズで作成して下さい。
 - イ 経費見積書(様式第8号の附表2)
経費の合計額は、上記1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。なお、経費の合計額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書により算定した額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を記載してください(円未満切り捨て)。また、業務ごとに単価が分かる詳細な経費内訳を記載してください。
- (2) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ア 提出期限 : 令和8年7月 22 日(水) 午後4時まで
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後4時まで)
 - イ 提出先 : 3(3)に同じ。
 - ウ 提出部数 : 6部(原本1部、コピー5部) ※持参、郵送の場合
 - エ 提出方法
持参、郵送又はメールによる提出とします。ただし、郵送の場合は提出期限までに産業労働部営業局に到達したものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認してください。
 - ※ ファイル転送サービス等を利用する場合には、営業局よりSmoothFileを発行しますので、発行を希望する旨をメールで提出期日の前日までにお知らせください。(要電話による到達確認)
- (3) 企画提案の選定基準
別紙「審査基準」参照

(4) 企画提案の審査方法

企画提案の選定に当たっては、令和8年度 信州そば振興シンポジウム企画運營業務委託企画提案評価会議(以下「企画提案評価会議」という。)を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより以下のとおり審査を行いますので、出席してください。

ただし、6者以上から企画提案書の提出があった場合は、提案書類に基づきプレゼンテーション審査と同様の審査方法による一次選考を実施し、プレゼンテーション審査に参加する上位5者を選出します。

ア 委託候補者またはプレゼンテーション審査参加者の選考方法

① 委員が企画提案内容を審査し、審査基準の項目ごとにA～Eの5段階に評価します。

A:非常に優秀 B:優秀 C:普通 D:やや劣る E:劣る

各項目の割当点数に5段階で評価したA～Eのそれぞれ係数(A:1.0、B:0.8、C:0.6、D:0.4、E:0.2)を乗じた点数を項目評価点とし、その合計を総得点とします。

② 総得点の多い順に1位から3位までの順位付けを行います。同点がある場合は、各委員の判断により順位付けを行います。

③ 順位付けに対し、1位:5点、2位:3点、3位:1点の順位点を付与します。ただし総得点が100点満点中60点以下の場合は、順位点付与の対象外とします。

④ 各委員の順位点を総計し、最高得点者を委託候補者として選定します。なお、最高得点者が複数出た場合は、各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定します。

ただし、一次選考においては、プレゼンテーション審査対象者となる上位5社の選考のみとし、その結果はプレゼンテーション審査において考慮しないものとします。

イ プレゼンテーション審査

日時：令和8年7月24日(金) 時間未定(説明時間20分、質疑応答10分を想定)

会場：未定(県庁内会議室またはWeb会議システム(Microsoft Teamsを予定)を予定)

※ 一次選考の有無については、7月23日(金)午前9時までに、一次選考結果(速報)及びプレゼンテーションの時間割り当てについては、7月23日(木)午後4時までに、選考対象となる企画提案提出者に対しメールまたは電話でお知らせします。

(5) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業労働部営業局長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により産業労働部営業局長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業労働部営業局において閲覧に供します。

(6) 非選定理由に関する事項

ア 上記(5)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により産業労働部営業局長に対して非該当理由について説明を求められます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

受付場所：3(3)に同じ。

受付時間：上記アの期間中、午前9時から午後4時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(7) その他の留意事項

- ア 企画提案書は複数案提出することはできません。
- イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書(案)

別添契約書(案)のとおり

*なお、契約不適合責任(第11条)、契約解除(第15条)、談合その他の不適正行為による解除(第15条の2)、債務不履行の損害賠償(第16条)を確認すること。

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後4時まで)に、見積書(様式第14号)により産業労働部営業局長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者が見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業労働部営業局において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否：必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口：3(3)と同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込及び提案内容に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。